

社会福祉法人 京都市伏見区社会福祉協議会
役員報酬の支給に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人京都市伏見区社会福祉協議会（以下「法人」とい
う）定款第25条の規定に基づき役員報酬に関して定めることを目的とする。

(範 囲)

第2条

役員に報酬を支給する範囲は、公認会計士の資格をもって選任された監事とする。

(金 額)

第3条 役員に支給する報酬の額は、次のとおりとする。

報 酬 額 表

項 目	金 額	備 考
報 酬	55,685 円	年間

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程の発効と共に平成11年4月1日に制定された役員等実費弁償並び
に報酬の支給に関する規程は、その効力を失うこととする。